

総合評価落札方式における技術提案等の
履行確認に関する特記仕様書

本工事は、愛媛県工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び工事仕様書によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

第1条（技術提案等の履行）

受注者は、総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された「技術提案」「簡易な施工計画」「技術力の継続的な確保について」のうち設備等施工体制、若手技術者等の育成及び県内下請業者の活用に記載された内容（以下「技術提案等」という。）を履行しなければならない。

第2条（技術提案等の施工計画書への記載）

- 1 受注者は、技術提案等について、工事仕様書1章「一般共通事項」における「施工計画書」の規定に基づき提出する施工計画書に記載しなければならない。
- 2 施工計画書には、技術提案等における記載項目毎の履行確認の方法及び確認可能な時期等について、併せて記載しなければならない。
- 3 前項の履行確認の方法及び確認可能な時期等については、技術提案等の内容に関わらず工事完成の通知までに履行確認が可能となる方法をもって記載しなければならない。
- 4 第2項の記載に際しては、別紙様式第1～5号を使用するものとする。

第3条（発注者の履行確認）

- 1 受注者は、施工計画書の記載内容に従い、技術提案等の履行確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、監督員から技術提案等の履行確認に関し、資料の提出や説明等を求められた場合はこれに応じなければならない。

第4条（工事成績評定点の減点）

- 1 受注者が、第1条の規定による技術提案等を履行しなかった場合は、工事成績評定点を減点するものとする。
- 2 前項の場合の減点については、工事成績評定要領細則の規定に基づき行うものとする。

第5条（違約金の徴収）

- 1 標準型において受注者の責により、技術提案の履行がなされなかったと認められる場合は、違約金を徴収するものとする。
- 2 前項の場合の違約金については、愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領の規定に基づき、請負代金額から減額するものとする。